

5月9日衆議院憲法審査会

憲法審査会ニュース 5月10日 PDF [354KB](#)

(報道より)

○毎日新聞 96条:自、維新、みんなが改正賛成 衆院憲法審、初討議 2013年05月09日

衆院憲法審査会での憲法96条改正に関する各党の主張
※社民党は審査会に議員が不在。○賛成 ×反対 △慎重

| 政党 | 発言 | 賛否 |
|-----------|--|----|
| 自民・船田元氏 | (憲法改正の)ハードルを下げる必要がある | ○ |
| 民主・武正公一氏 | 改正規定には両論があるが、96条のみの改正には慎重 | × |
| 維新・坂本祐之輔氏 | 96条を改正し、統治機構を規定する憲法のゆがみを正す | ○ |
| 公明・斉藤鉄夫氏 | 先行改正には慎重であるべきだ。硬性(厳しい改正要件)を一定程度緩和する余地はある | △ |
| みんな・畠中光成氏 | 改憲の前にやることがある。要件緩和は認める | ○ |
| 共産・笠井亮氏 | 要件緩和は憲法の根本精神に反し禁じ手だ | × |
| 生活・鈴木克昌氏 | 最高法規の性質が失われるため、要件緩和には反対 | × |

衆院憲法審査会は9日午前、憲法改正の発議要件を定めた96条について初めて討議した。発議要件を緩和する改正について自民党、日本維新の会、みんなの党の3党が賛成を表明。民主党は先行改正に反対する考えを示し、公明党は「先行改正には慎重であるべきだ」と主張した。共産と生活の両党は改正に反対した。

憲法96条は改正手続きについて、衆参各院の総議員の3分の2以上の賛成で発議され、国民投票で過半数の賛成が必要と定めている。安倍晋三首相は発議要件を「3分の2以上」から「過半数」に引き下げる改正に意欲を示し、夏の参院選の争点とする考えを表明している。

自民党の船田元氏は「今後の憲法改正の道筋を考えると改正手続きを何度か繰り返す必要があり、あらかじめハードルを下げておく必要がある」と主張。

これに対し、民主党の武正公一氏は「96条のみの改正には慎重だ。どこを変えて、どこを変えないのかという中身の議論が欠かせない」と語った。一方で、「(党内に)両論がある」とも述べた。

維新とみんなは改正に賛成する考えを示したが、みんなの畠中光成氏は「(改憲)要件の緩和を主張しているが、憲法改正の前にやるべきことがある。安倍首相の言う96条改正においてそれとは賛同できない」と述べ、条件を付けた。

公明党の斉藤鉄夫氏は「先行改正には慎重であるべきだ。改正手続きは改正の中身とともに議論すべきだ」と述べたが、「議論の余地がある」とも指摘。基本的人権の尊重など憲法三原則に関わる条項以外では発議要件を緩和する意見があることも紹介した。

共産党の笠井亮氏は「要件緩和は憲法の根本精神に反し禁じ手だ」と主張し、生活の鈴木克昌氏も「最高法規の性質が失われるため、要件緩和には反対だ」と述べた。【仙石恭、木下訓明】

○NHK 憲法改正 各国の状況は5月9日

衆議院の憲法審査会で、国会が憲法改正を発議する要件などを定めた96条の改正を巡って7党が意見を表明し、自民党と日本維新の会が、ほかの条文より先行して改正することに積極的な姿勢を示した一方、民主党と公明党などは、憲法のほかのどの部分を改正するのかと併せて議論すべきだと主張しました。

世界各国の状況はどうなっているのか、まとめました。

「日本国憲法」は、96条で憲法改正について、衆参両院のそれぞれで、すべての議員の「3分の2以

上」の賛成で国会が発議し、国民投票で過半数の賛成を得ることが必要だと規定していますが、施行以来66年間、1度も改正されていません。

安倍総理大臣は、「3分の1を少し超える国会議員が反対すれば、改正できないのはおかしい」として、96条を改正して国会が憲法改正を発議する要件を「過半数の賛成」に緩和することを夏の参議院選挙の争点にしたい考えです。

憲法改正について、ことし1月現在の衆議院事務局のまとめを基に、世界各国の例を見てみますと、戦後、憲法が改正された回数は、アメリカが6回、韓国が9回、フランスが27回、ドイツが59回などとなっています。

こうした国々の主な憲法改正手続きを見ますと、アメリカは上下両院の3分の2以上の賛成で発議したあと、4分の3以上の州議会の承認を必要としています。

韓国は、一院制の国会の3分の2以上が賛成したうえで、有権者の過半数が投票した国民投票での過半数の賛成が必要だとしています。

ドイツは、連邦議会と連邦参議院の両院の3分の2以上の賛成が必要だとしています。

このように、憲法の改正手続きについては、一般の法律より高いハードルを設けている国が多くあります。

このほか、96条の改正を巡っては、連立与党の公明党が、将来、仮に改正する場合でも、憲法9条が掲げる平和主義や基本的人権の尊重など、憲法の3原則に関する条文については、今の改正要件を維持したい考えです。

このように、条文によって改正手続きに差をつける考え方は、スペインやロシアなどで採用されており、こうした国では、国民の権利や自由を定めた条文や、改正手続きを定めた条文について改正により高いハードルを設けています。